



<論説>砂川裁判における憲法法理の諸論点

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 盛, 秀雄 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002385

砂川裁判における憲法法理の諸論点

盛 秀 雄

本稿においては、砂川裁判において示された諸論点を整理してこれを紹介し、その全部ではなく、二、三の点について私見を述べることにする。残余の点については他日を期したいと思う。

本稿において取扱う問題については、憲法及び国際法の見地より述べる必要があるが、ここには憲法論のみを試みる。又、ここに述べる所はすべて法理の論であつて政策論はこれを為さない。題して、「砂川裁判における憲法法理の諸論点」とする所以である。

研究の便宜のため、末尾に備考として本稿に関係ある法令を示す。法文を正しく素直に見ず、論ずる者が頭の中で空に議論をしても法理論にはならないと考える。

第一 砂川裁判における諸論点

一 第一審判決の示す諸論点

- (一) 憲法第九条は、自衛のための戦争も、自衛のための戦力の保持も共に禁じておる、といつておる。
- (二) 憲法前文は、わが国の安全と生存を国際連合の機関による軍事的な安全措置によつて維持しようとする決意を示

しておるものであり、自衛戦争をなすことや、自衛戦力を保持することを認めない趣旨である、といつておる。

(三) 合衆国軍隊をわが国の領土に駐留せしめ、必要に応じてわが国の防衛に当らしめることは、憲法第九条第二項前段によつて禁止せられておる戦力の保持に該当するから違憲である、といつておる。

(四) 駐留米軍は、わが国と直接関係のない戦禍にわが国を卷込むおそれがあるから、これを許容するわが国政府の行為は憲法の精神に反する疑いがある、といつておる。

(五) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法（以下刑事特別法と略称する。）第一条は、憲法違反の存在である駐留米軍の法益を、一般国民の同種法益よりも特に厚く保護するものであるから合理的理由のないものである、といつておる。

(六) 刑事特別法第二条は合理的理由のない法律に依つて刑罰を科するものであるから、憲法第三十一条に違反し無効である、といつておる。

二 検察側上告趣意書の示す諸論点

(一) 憲法第九条は、自衛のための戦争も、自衛のための戦力の保持も禁じていない、といつておる。

(二) 憲法前文は、自衛戦争や自衛戦力を禁止して、わが国の安全を国際連合の軍隊のみに頼るべきである、とは定めていない、といつておる。

(三) 駐留米軍は、わが国の保持する戦力でないから、これを駐留せしめても憲法第九条第二項に違反しない、といつておる。

(四) 駐留米軍が、わが国の自衛と直接関係のない場合に出動することがあつても、それは、極東における国際の平

和と安全の維持に寄与するために行動するものとして置かれるものであるから、憲法に違反するものではない、ということを、国際連合憲章や憲法を根拠として述べておる。

(五) 刑事特別法第二条は合理的理由のあるものである、といつておる。

(六) 刑事特別法第二条が合理的理由のあるものであるかどうかの問題は、立法機関に委ねられているのであつて、裁判所の介入すべきものではない。憲法第三十一条は単に法律の定める手続によらなければ、刑罰を科せられないと定めておるのであつて、適正なる手続によらなければ刑罰を科せられないとは定めていない。即ち刑事特別法第二条は憲法第三十一条に違反するものではない、といつておる。

(七) 憲法第八十一条及び第九十八条を解釈して、条約は憲法裁判の対象とならない、といつておる。

(八) 日米安全保障条約が憲法に違反するかどうかという問題は法律問題ではあるが、行政機関または立法機関の処理に任せて、司法裁判所が立入るのを適当としない高度の政治性を有する、いわゆる統治行為に当るものであつて、司法裁判所の裁判権の限界を越えたものである、といつておる。

三 検察側上告趣意書に対する弁護団回答書の示す諸論点

(但し第一審判決の示す所と同じものは省略する。)

- (六) 刑事特別法第二条は、憲法第三十一条のみならず、第九条、第十三条及び第十四条にも違反する、といつておる。
- (七) 憲法第八十一条及び第九十八条を解釈して、条約も憲法裁判の対象となる、といつておる。
- (八) 日米安全保障条約を、いわゆる統治行為に当るものとし、それが違憲であるかどうかの問題は、司法裁判所の裁判権の限界を越えたものである、という主張を誤りであるとし、この問題も憲法裁判の対象となる、といつておる。

第二 右論点の研究

右八つの論点のあることを紹介したのであるが、ここにはその中、(一)、(二)、(三)及び(四)について私見を述べることとし、その他の点については他日を期することとする。

一 憲法第九条の解釈

日米安全保障条約にもとづく米国軍隊の駐留が日本国憲法に違反するか、という問題を考えるには、先づ、戦争の放棄を定める日本国憲法第九条の解釈を為さねばならぬ。同条は次の如く定める。即ち、第一項は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と規定し、第二項は、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と規定する。第一項の解釈として、憲法は、自衛のための戦争をも放棄しているかどうか、ということが問題とせれる。私はこれは放棄していないと解釈する。その理由は、憲法は、国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄しているのであつて、その以外の戦争は放棄していない。国際紛争を解決する手段としての戦争とは、国家と国家との間に紛争を生じたとき、戦争という手段を以てこれを解決することをいうのであつて、憲法はこのような戦争を放棄し、国際紛争は、平和的方法でこれを解決すべきことを規定しているのである。他国から突如不法の侵襲を受けたとき、これを防衛するための自衛戦争はこれとは異なるものであつて、憲法はこのような自衛のための戦争は放棄していない。次に第二項の解釈としては、日本国憲法は自衛のための戦力の保持をも禁止しているかどうか問題とせられる。私は自衛のための戦力の保持は禁止して

いないと解釈する。憲法は無条件に一切の戦力の保持を禁止していないのであつて、「前項の目的を達するため」という限定を附けているのである。「前項の目的を達するため」とは、第一項の目的、即ち、国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄するという目的を達するために、戦力を保持しないと定めるのである。自衛のための戦争は第一項において放棄していかないものであるから、自衛のための戦争に用いるものとしての戦争の保持については憲法は規定してないのである。故にこれを保持しても憲法違反にはならぬ。次に第二項後段の、「国の交戦権は、これを認めない。」という規定であるが、人によつては、この規定あるの故に、第一項においては放棄していかない自衛のための戦争も結局、できなくなると説くものがあるが、これは誤りである。自衛のための戦争というのは、他国による急迫不正の侵入に対し、自国を防衛するために已むを得ずなす事実行動であるが、第二項において、交戦権を認めないというのは、他国に対し、交戦権という法上の権利に関する意思の主張をなすことを認めないと定めるものである。両者は別のことであつて、交戦権を認めないとするの故に、事実行動である自衛のための戦争も、できなくなる、のではない。

二 憲法前文の解釈

以上の如き見解に対し、憲法前文を根拠として反論をなす人がある。即ち、憲法前文に、日本国民は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、」とあり、又、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」とあるのを根拠として、憲法は、一切の戦争と一切の戦力の保持を禁止しているとなすのである。併しながら、憲法が、恒久の平和を念願するということは念願することであつて、今の世界が直ちに平和な世界であるといつていのではない。故に恒久の平和を念願しつつも、平和を破る国がある

かも知れないという懸念から、そのような場合に備えて自衛のために戦力を保持するということは、恒久の平和を念願することと矛盾するものではない。又、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」するということも、事実上、すべての国が平和を愛するものであり、平和を破る国が全く存しなときめているのではない。「再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意」しているわが国に向つて突如不法の侵襲をするような国が若しあるならば、このような国は平和を愛する国でもなければ、公正と信義のある国でもない。このような国を信頼することは無意味のことである。このような場合に、われらの安全と生存を保持するために防衛の戦争をするということはやむを得ないことであつて、恒久の平和を念願することと矛盾するものではない。かくの如く考えるならば私共の如く、憲法第九条を解釈して、自衛のための戦争も、自衛のための戦力の保持も共に禁止していないとなすことは憲法前文に反するものでないことがわかるのである。

三 米国軍隊を駐留せしめることは日本国憲法に違反しない

以上、日本国憲法の解釈として、日本国憲法は、自衛のための戦争に用いるものとしての戦力を保持することを禁じていないことを述べた。ところが、現在のわが国は、わが国を防衛するに必要で十分な戦力を有していない。そこで、日本国を防衛するため、米国軍隊をわが国内に駐留せしめ、必要に応じてこれをわが国を防衛するために利用することを定めたものが日米安全保障条約である。然れば、先きに述べた如く、日本国憲法は自衛のために戦力を保持することは禁止していないのであるから、右の目的のために米国軍隊を駐留せしめることは憲法に違反するものではない。第一審判決は、右に述べた私見とは異なる見地から憲法前文及び第九条を解釈して、わが国を防衛する方法として米国軍隊を駐留せしめることは憲法に違反するといふのである。私は上述する如き理由によつて、この点に関して判決の

示す所は誤りであると思うのである。ところが、学者の中には、憲法第九条の解釈としては、私見と異なり、却ってこの判決と同じく、自衛のための戦力も持ち得ないとしながら、わが国に駐留する米国軍隊はわが国の戦力でないから、とか、或は、国際連合軍に準ずべきものであるとして、憲法に違反しないとすものがある。然しこれは無理な説明であると思うのである。檢察側上告趣意書も、憲法第九条及び前文の解釈は私見と同じであり、米国軍隊を駐留せしめることは憲法違反でないとするのであるが、右の学説の如く、駐留米軍はわが国の戦力でないから、これを駐留せしめても、第九条第二項前段にいう戦力の保持にならないから違憲ではないといつておる。私見によれば、不必要で、又、誤まつたことをいつておると思われるのである。これに反して、第一審判決はこの点について、「合衆国軍隊がわが国に駐留するのは、勿論アメリカ合衆国の一方的な意思決定に基くものではなく、前述のようにわが国政府の要請と、合衆国政府の承諾という意思の合致があつたからであつて、従つて合衆国軍隊の駐留は一面わが国政府の行為によるものといふことを妨げない。蓋し合衆国軍隊の駐留は、わが国の要請とそれに対する施設、区域の提供、費用の分担その他の協力があつて始めて可能となるものであるからである。かようなことを実質的に考察するとき、わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第九条第二項前段によつて禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、」といつておるのは、それが、日本国憲法によつて禁止せられているとなす結論は私見とは異なるけれども、米国軍隊を駐留せしめることが、憲法第九条第二項にいう戦力の保持に該当するものであるという見方そのものは正しいと思うのである。その故に、さきに示したような、わが国に駐留する米国軍隊はわが国が保持する戦力でないから憲法に違反しない、というような見解は正しくないといわねばならぬ。かくの如く考えると、結局、私見の如く、憲法第九条第二項は自衛のための戦力の保持を禁止していないものと見、米国

軍隊の駐留は、わが国が自衛のためにこれを許容しているものであるから、憲法に違反しないものであるという見方が最も正しい憲法の解釈であると思うのである。憲法第九条及び憲法前文の解釈に関する以上の如き私の見解は、佐々木惣一博士の御示教に依るものである。(同博士著「改訂日本国憲法論」及び「憲法学論文選三」等参照)。砂川裁判を機縁として右の憲法条規の解釈の問題は学界にも又一般国民の間にも関心を高めるであろう。私はこの裁判によって、佐々木博士の所説が憲法の正確な解釈であることが一層明らかになると思うのである。

四 駐留米軍がわが国の自衛と直接関係のないときに出動する場合の問題

この点について第一審判決は次の如くいつておる。即ち、「わが国に駐留する合衆国軍隊はただ単にわが国に加えられる武力攻撃に対する防禦若しくは内乱等の鎮圧の援助にのみ使用されるものではなく、合衆国が極東における實際の平和と安全の維持のために事態が武力攻撃に発展する場合であるとして、戦略上必要と判断した際にも当然日本区域外にその軍隊を出動し得るのであつて、その際にはわが国が提供した国内の施設、区域は勿論この合衆国軍隊の軍事行動のために使用されるわけであり、わが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞は必ずしも絶無ではなく、従つて日米安全保障条約によつてかかる危険をもたらす可能性を包蔵する合衆国軍隊の駐留を許容したわが国政府の行為は『政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意』した日本国憲法に悖るのではないかとする疑念も生ずるのである。」といつておる。併しながら、わが国は、合衆国軍隊の、極東における国際の平和と安全の維持に寄与するための行動に役立つために便宜を供するものであつて、合衆国軍隊の違法な戦争に役立つために便宜を供しているのではない。此の点は、日米安全保障条約の前文及び条項を見れば明らかである。又、憲法第九条も、国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、そのために

戦力を保持することを禁じているのであつて、他国が国際の平和及び安全を維持するために行動する場合、これに協力する為に必要な便宜を供することは本条に違反しないと考える。然れば、アメリカ合衆国と、このような内容の条約を締結することの政策上の当否は別として、法理の論としては憲法に違反するということはないと思われる。

備考 関係法令

○ 日本国憲法

前文 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に依頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従・圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第十四条第一項　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。

第三十一条　何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。
第八十一条　最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第九十八条　この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その效力を有しない。

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

前文　日本国は、本日連合国との平和条約に署名した。日本国は、武装を解除されているので、平和条約の効力発生の際において固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない。

無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よつて、日本国は、平和条約が日本国とアメリカ合衆国の間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障条約を希望する。

平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。

これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在、若干の自国軍隊を日本国内及びその附近に維持する意思がある。但し、アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従つて平和と安全を増進すること以外に用いられべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。

よつて、両国は、次のとおり協定した。

第一条　平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する條

利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における國際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じ、ようを鎮庄するため日本国政府の明示の要請に依じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

第三条 アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

第四条 この条約は、國際連合又はその他による日本区域における國際の平和と安全の維持のため充分な定をする國際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集团的の安全保障措置が効力を生じたとき日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めた時はいつでも効力を失うものとする。

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法

第二条 正当な理由がないのに、合衆国軍隊が使用する施設又は区域（行政協定第二条第一項の施設又は区域をいう。以下同じ。）であつて入ることを禁じた場所に入り、又は要求を受けてその場所から退去しない者は、一年以下の懲役又は二千元以下の罰金若しくは科料に処する。但し刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、同法による。

○ 輕犯罪法

第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

三十二号「入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入つた者」

（三四・九・二三）